また、巴川流域の地元学区自治会連合会長等から構成される巴川総合治水対策促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

○近畿地方整備局告示第三十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年三月十八日

近畿地方整備局長　森　昌文

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
姫路市別所町北宿字沖田一二二〇番一から同市別所町別所字向田一二一六番三まで	前	三九・一〇～一五五・八〇	〇・三四六キロメートル	
	後	三九・一〇～一五五・八〇	〇・三四六キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第三十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十八日

近畿地方整備局長　森　昌文

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
天理市南六条町元六条方一七〇番二から橿原市新堂町三九番一まで	前	B	一〇・〇～三〇・〇	五四・〇メートル	一四・八キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		A	三〇・〇～一三八・〇	一三・四五五	
	後	B	一〇・〇～三〇・〇	五四・〇メートル	一四・八キロメートル	
		A	三〇・〇～一三八・〇	一三・四五五	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

○近畿地方整備局告示第三十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十八日

近畿地方整備局長　森　昌文

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十四号及び二十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
大和郡山市横田町一三七二番三から天理市南六条町元柳生方八七番三まで	前	一六・四四～三七二・五メートル	〇〇・二七八キロメートル	
	後	一六・四四～四五八・四五	〇〇・二七八	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

○近畿地方整備局告示第三十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十八日

近畿地方整備局長　森　昌文

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
橿原市新堂町三九番一から五條市小山町一五三番一まで	前	B	八・三五～二二・八〇	五一・五〇メートル	一五・三二五キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		A	三五～一一・八九	一二・八二二	
	後	B	八・三五～二二・八〇	五一・五〇メートル	一五・三二五キロメートル	
		A	三五一・八九～一二・八二二		

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

○九州地方整備局告示第五十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十八日

九州地方整備局長　金尾　健司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北九州市小倉北区弁天町一二番一から同市小倉北区清水四丁目六〇番二まで	前	二〇・五五～六五・六八	〇・〇八九キロメートル	
	後	二〇・五五～六一・八一	〇・〇八九キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

○九州地方整備局告示第五十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十八日

九州地方整備局長　金尾　健司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三号	北九州市小倉北区弁天町一一番三から同市小倉北区清水四丁目六〇番二まで	九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月十八日